

第4 司法試験の学習法

1 司法試験で試されること

司法試験の学習を始めるにあたり、司法試験が何を求めているのかを把握しておく必要がある。司法試験の試験科目は必須7科目に選択科目1科目を加えた8科目であるが、この8科目の何を学ぶのか、法律を学ぶとはどういうことなのかを理解しておかないと、勉強の方向性を誤る可能性がある。

司法試験は六法全書を暗記すれば合格できるかというところではない。司法試験が求めているのは六法全書の暗記ではないからである。司法試験で試されるのは法の解釈と事案へのあてはめである。

2 司法試験で重要な力

司法試験合格のために必要な力は、主に5つである。まずは①事案を把握する力が重要である。司法試験では長文による事例問題が出題される。法的問題を検討する前に、まず事案を正確に把握する力が重要である。また、司法試験は試験時間が短いため、スピーディーに把握する力が必須となってくる。

次に重要なのは、②論理的に考える力である。司法試験の問題は、事実関係や法律の適用の仕方によって判断が分かれる場合が多い。その場合に、どのような事実を重要視してその判断を行ったのかや、その判断を妨げる事情をどう評価したのかを論理的に説明する必要がある。

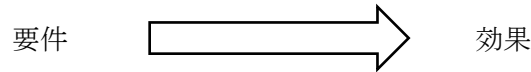
三番目は、③具体と抽象を行き来する力が重要である。後述のとおり、法律の条文は抽象的な規定が多いため、具体的な事例にあてはめる能力が必要である。逆に、具体的な事例から抽象的な規範を導き出す能力も必要である。

四番目は、事実と評価を区別する力が重要である。事実とは、過去に行った出来事をいい、ある程度客観的に判断できるものをいう。例えば、○月×日にXは東京へ行った等である。一方、評価とは判断が入り込んだものをいう。例えば、Xは嫌なやつだ等である。司法試験では、事実を適示したうえでそれを適切に評価し条文にあてはめる能力が求められることから、事実と評価を区別することは重要である。

五番目は、どちらの当事者の立場でも主張できる力が重要である。司法試験では、原告被告両方の立場に立って検討させる問題がよく出題される。どちらの立場に立っても法的な論理展開ができる力が求められているのである。

3 法律の基本的な考え方

法律の条文は、原則として「要件」^[用語 42]と「効果」^[用語 43]から成っている。条文中の「要件」を全て満たすと「効果」が発生する構造となっている。



例えば、刑法には以下の条文がある。

刑法 236 条

1 暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

刑法 236 条は強盗罪の規定であるが、「暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した」が「要件」であり、「5年以上の有期懲役」が効果である。すなわち、「暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した」という「要件」を満たすと、「5年以上の有期懲役」という効果が発生する構造となっている。

司法試験では、まず法律の条文の「要件」と「効果」について学習する。つまり、法律の条文にはどのような「要件」があって、その要件を満たすとどのような「効果」が発生するかを学ぶことになる。

しかし、「要件」といっても、法律の条文は抽象的に規定されていることがある。すべてをあらかじめ想定して法を作るのは困難だからである。例えば上記の刑法 236 条では、「暴行または脅迫」とあるが、いったいどの程度の「暴行または脅迫」を加えたらこの要件に当てはまるのだろうか。「金出せよ」と言ったらそれは「脅迫」に当たるのだろうか。このようなときには、「暴行または脅迫」の意味について、明らかにしなければならない。これを「法の解釈」^[用語 44]といい、解釈により導かれた基準を「規範」と呼ぶ。例えば、「暴行または脅迫」とは、反抗を抑圧するに足りる程度のものでなければならない。これが「規範」である。

法の解釈は、適当に解釈してよいわけではない。法律には趣旨^[用語 45]があり、その趣旨を具体化したものが法律である。法解釈の方法としては、文理解釈^[用語 46]、類推解釈^[用語 47]、反対解釈^[用語 48]などさまざまな方法があるが、司法試験では解釈の方法も学ぶ。

	意味	例
文理解釈	条文の言葉に忠実に解釈する。	「猫を殺してはならない」という条文は、それ以外何も定めていないと解釈する。
類推解釈	条文に定めはないが、似たような	「猫を殺してはならない」という

	ものを同じように解釈する。	条文は、動物保護が趣旨であるから、「犬」も殺してはならないと解釈する。
反対解釈	条文に定められていない場合、法が適用されないと解釈する。	「猫を殺してはならない」という条文は、「犬」について定めていない以上、「犬」については殺しても条文が適用されないと解釈する。

なお、「要件」は一義的に定まっている場合もある。上記の例でいえば、「他人」というのは自分以外の者であることは一義的に定まるだろう。解釈が入り込む余地はない。この場合、「他人」という要件はそのまま「規範」となる。よって、解釈の前にまずは条文の文言そのものが重要である。

このように司法試験では「要件」の法的解釈が重要となってくるが、要件の法的解釈を問う抽象的な試験ではなく、全ての科目において具体的な事例問題が出される。簡単な例としては以下のような事例である。

甲男は、深夜 0 時に夜道を一人で歩いていた A 女に対し、拳銃を突きつけて「金を出せ」と言ったところ、恐怖のあまり A 女がその場に座り込んでしまったので、そのすきに A 女の財布を奪って逃走した。

司法試験では、このような事例が与えられたうえで、事例においてどのような法律の条文の適用^[用語 49]が問題となりうるかが問われる。そして、法律の条文に当たりをつけたら、上記事例における事実が「要件」を満たすかを検討し、「要件」を満たした場合は「効果」が発生すると結論づける。司法試験では、「要件」の法的解釈と「効果」だけでなく、事例問題における「事実」が「要件」に当てはまるかをも論じることになる。このことを司法試験業界では「あてはめ」^[用語 50]と言う。

このような一連の法適用の流れを、法的三段論法^[用語 51]という。法的三段論法とは、「人はいつか死ぬ」（大前提）という規範が存在する場合に、「甲さんは人である」（小前提）という事実から、「甲さんはいつか死ぬ」という結論を導き出す論法をいう。

